

新旧対照表

浦安市運動公園総合体育館管理規則（平成7年教委規則第7号）の一部改正

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(使用者の登録)</p> <p>第4条 体育館の施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、浦安市体育施設使用者登録申請書（別記第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(使用者の登録)</p> <p>第4条 体育館の施設（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、浦安市体育施設使用者登録申請書（別記第1号様式）を教育委員会に提出し、<u>浦安市体育施設使用者登録証（別記第2号様式。以下「登録証」という。）の交付を受けなければならぬ。</u>ただし、施設を専用使用する場合において、当該施設を複数の者が使用するときは、当該使用者のうちの1人が登録証の交付を受けていれば足りる。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず浦安市公共施設予約システム（以下「予約管理システム」という。）を利用する場合にあっては、予約管理システムへの入力をもって同項の手続に代えるものとする。ただし、減額又は免除の申請を併せて行う場合にあっては、予約管理システムを利用することはできない。</p>	<p>2 <u>登録証の有効期間は、2年とする。</u></p>
<p>(使用者登録の承認)</p> <p>第4条の2 教育委員会は、施設の使用者登録を承認したときは、浦安市体育施設使用者登録証（別記第2号様式。以下「登録証」という。）を当該申請者に交付するものとする。ただし、施設を専用使用する場合において、当該施設を複数の者が使用するときは、当該使用者のうちの1人が登録証の交付を受けていれば足りる。</p>	
<p>2 前項本文の規定にかかわらず、予約管理システムへの入力により申請があった場合の施設の使用登録の承認にあっては、登録証は交付しない。</p>	
<p>3 <u>登録の有効期間は、2年とする。</u></p>	
<p>(専用使用の手続)</p> <p>第5条 省 略</p>	<p>(専用使用の手続)</p> <p>第5条 同 左</p>
<p>2 省 略</p>	<p>2 同 左</p>
<p>3 第1項の規定にかかわらず、予約管理システムを利用する場合にあっては、予約管理システムへの入力をもって、同項の手続に代えるものとする。ただし、減額又は免除の申請を併せて行う場合にあっては、予約管理システムを利用することはできない。</p>	<p>3 第1項の規定にかかわらず、浦安市体育施設予約管理システム（以下「予約管理システム」という。）を利用する場合にあっては、予約管理システムへの入力をもって、同項の申請手続きに代えるものとする。<u>（減額又は免除の申請を併せて行う場合を除く。）</u></p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
4・5 省略 (専用使用の許可) 第7条 教育委員会は、施設の専用使用を許可したときは、浦安市運動公園総合体育館専用使用許可書兼領収証書（別記第5号様式。以下「使用許可書」という。）を当該申請者に交付するものとする。ただし、予約管理システムへの入力により申請があった場合の施設の使用の許可にあっては、使用許可書は交付しない。 (専用使用の取消し) 第8条 前条の規定により使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、使用許可書に記載された事項の取消しを求めようとするときは、 <u>浦安市運動公園総合体育館専用使用取消許可申請書</u> （別記第6号様式）を、速やかに教育委員会に申請しなければならない。	4・5 同左 (専用使用の許可) 第7条 教育委員会は、施設の専用使用を許可したときは、浦安市運動公園総合体育館専用使用許可書兼領収証書（別記第5号様式。以下「使用許可書」という。）を当該申請者に交付するものとする。ただし、予約管理システムにおいて、入金予約機以外での申請について体育館の専用使用を許可したときは、使用許可書は交付しない。 (専用使用の取消し) 第8条 前条の規定により使用の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、使用許可書に記載された事項の取消しを求めようとするときは、 <u>浦安市運動公園総合体育館専用使用取消し許可申請書</u> （別記第6号様式）を、速やかに教育委員会に申請しなければならない。
2 省略	2 同左
3 教育委員会は、施設の専用使用の取消しを許可したときは、 <u>浦安市運動公園総合体育館専用使用取消許可書</u> （別記第7号様式。以下「取消許可書」という。）を当該申請者に交付するものとする。ただし、予約管理システムへの入力により申請があった場合の施設の使用の取消しの許可にあっては、取消許可書は交付しない。	3 教育委員会は、施設の専用使用の取消しを許可したときは、 <u>浦安市運動公園総合体育館専用使用取消し許可書</u> （別記第7号様式。以下「取消し許可書」という。）を当該申請者に交付するものとする。ただし、予約管理システムにおいて、入金予約機以外での取り消し申請について体育館の専用使用の取り消しを許可したときは、取消し許可書は交付しない。
第2号様式 （第4条の2第1項） 第6号様式 （第8条第1項） <u>浦安市運動公園総合体育館専用使用取消許可申請書</u> 省略	第2号様式 （第4条第1項） 第6号様式 （第8条第1項） <u>浦安市運動公園総合体育館専用使用取消し許可申請書</u> 同左
第7号様式 （第8条第3項） <u>浦安市運動公園総合体育館専用使用取消許可書</u> 省略	第7号様式 （第8条第3項） <u>浦安市運動公園総合体育館専用使用取消し許可書</u> 同左
附 則 (施行期日) <u>1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。</u>	

(下線の部分が改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(経過措置)</p> <p><u>2 この規則の施行の日前に改正前の浦安市運動公園総合体育館管理規則に基づく登録証の交付を受けている者の登録の有効期間は、改正後の第4条の2第3項の規定にかかわらず、令和9年12月31日までとする。</u></p>	